



平成 28 年 2 月 24 日勉強会（発表担当：柿内瑞絵）  
インターネット上の個人情報保護（セーフハーバー協定無効判決）  
EU 司法裁判所 2015 年 10 月 6 日判決

## FACEBOOK フランス・規制当局から 情報収集停止命令

2016 年 2 月 9 日公表 フランスの情報処理・自由全国委員会(CNIL)

<https://www.cnil.fr/en/french-data-protection-authority-publicly-issues-formal-notice-facebook-comply-french-data>

[https://www.cnil.fr/sites/default/files/atoms/files/d2016-007\\_med\\_facebook-inc.-facebook-ireland-en.pdf](https://www.cnil.fr/sites/default/files/atoms/files/d2016-007_med_facebook-inc.-facebook-ireland-en.pdf) 参照

プライバシー権(right to respect for private life)等の基本的人権を侵害するとして、フランス個人情報保護法に基づき、Facebook(米国・アイルランド)に対し、3 カ月の期限付きで、

- ・ 同社サービスのアカウントを持たない人に関するデータについて、本人の同意なしに収集をすることをやめ、また、
- ・ アカウント保持者に対しても広告目的のデータ収集を拒否できる措置を講ずることを 2016 年 1 月 26 日命じた。

フランスの Facebook 利用者が 3000 万人余りにのぼり、影響が大きいことから当該命令が公表された。ベルギー、ドイツ、スペイン、オランダ当局が同様の調査中であるとする。

### 【認定事実】

- ・ Facebook は事前の情報提供なく、アカウントを持たないユーザのサイト閲覧履歴を、自社サイト訪問時、クッキーを端末に置くことにより、収集している。クッキーは Facebook の「LIKE」のプラグインを載せている第三者サイトへの閲覧履歴をも保有する。
- ・ アカウント保有者の明確な同意なしに、性的傾向、宗教観、政治観に関するデータを収集している。しかも、契約締結(Sign-up)の際、その事実や権利について知らされていない。
- ・ ユーザへの適切な説明や同意を得ることなく、広告目的でクッキーを置いている。
- ・ 広告表示のための情報を集積している。アカウント保持者に対し当該集積を回避する措置を講じていないのでは。
- ・ 欧州司法裁判所が 2015 年 10 月 6 日に無効としたにもかかわらず、セーフハーバー

協定に基づき米国に個人データを転送している。

※なお、2016年3月3日、ドイツ独禁法規制当局が、個人デジタル情報をその優越的な地位を利用して収集し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、Facebook に対する調査を開始したとのこと。Facebook は違反をしていないと反論。

[http://www.nytimes.com/2016/03/03/business/international/facebook-faces-german-antitrust-investigation.html?\\_r=0](http://www.nytimes.com/2016/03/03/business/international/facebook-faces-german-antitrust-investigation.html?_r=0) New York Times 参照

## セーフハーバー協定無効判決

欧州司法裁判所(ルクセンブルク) 2015年10月6日判決

### 【背景】

・米国 Facebook Inc は、アイルランド Facebook Ireland Ltd を設置し欧州内での事業を展開しているが、欧州のデータはアイルランドで処理しておらず、米国内の Facebook Inc にデータを転送し処理をしていた。

・EU加盟国の国民の個人データを第3国へデータ移転するにあたっては、EUデータ保護指令(95/46/EC) を遵守する必要がある

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000196313.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000196313.pdf) に仮訳がある。

- 1) 第3国が「十分な保護措置」がなされている国と認められるか(指令25条)
- 2) データ保護指令に規定される他の条件(指令26条 明確な同意、重要な公共の利益など)を満たすこと

・EU は EU 基本権憲章に基づく人権保護としてのプライバシー対策であり、日本と同様、分野横断的な規制であるに対し、米国は分野別のオムニバスの規制

### 【事案】

2013年スノーデン事件により米国政府機関が Facebook 等の IT 企業が保有するデータを監視していたことが発覚し、Facebook のユーザーであるオーストリア市民が、Facebook により十分な保護措置がなされていない米国へ自己の個人データが転送されたとして、アイルランドのデータ保護機関に対し申立をした事案

セーフハーバー協定という欧州委員会と米国間の既存の協定があり、委員会は米国は「十分な保護措置」がなされている国と認めていた。

委員会の決定に関わらず、各国のデータ保護機関が、米国において十分な保護措置がなされているか否かを判断してよいかという点について、欧州司法裁判所に意見照会(preliminary ruling)した。

※preliminary ruling(意見照会)

EU 構成国の裁判所が、欧州司法裁判所に EU 法の条文解釈等についてあらか

じめ意見を求める手続。全ての構成国裁判所が意見に拘束される。

### 【判旨】

・ 欧州司法裁判所は憲章や指令に基づき、委員会による決定の有効性について判断することができる。

委員会により決定されたセーフハーバー協定は、司法判断の対象となる。米国は、NSA等による国家監視がなされており、個人データの保護が不十分であると認定し、当該協定は無効と判断した。

・ 指令により各国の個人情報保護について授權されている各国監督機関が、委員会決定に関わらず調査すべきとする。

Facebook の EU 市民の個人データの移転先である米国において個人データの十分な保護措置がとられていないとして米国へのデータ移転を停止すべきかどうかを、アイルランドの監督機関が憲章、指令に基づいて判断することができる。

### 【影響】

セーフハーバー協定に基づいてデータを移転している Google、Facebook、Amazon 等を含めたセーフハーバー協定において認証されている多数の米国企業は、セーフハーバー協定以外の方法で EU からのデータ移転についての承認を受ける必要がある。日本はもともと認められていないので、日本ベースの企業には影響小。

WSJ: <http://jp.wsj.com/articles/SB10259901021322363972204581276760809307834>

日本経済新聞: [http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM06H8L\\_W5A001C1FF2000/](http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM06H8L_W5A001C1FF2000/)

参照

### EU-US プライバシー・シールド

セーフハーバー協定に代わるものとして欧州・米国間にて 2016 年 2 月 2 日、欧州から米国への個人情報移転に関し暫定合意

[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-16-216\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-16-216_en.htm) 参照

### 【暫定合意案概要】

- ・ 米国企業に対し、EU 市民の個人情報を保護するためにより強力な責任を負荷し、米国政府に対して、より強力な監視・執行権限を与える。
- ・ 米国政府は、国内法に基づき公的機関が移転された個人情報にアクセスする場合には、明確な制限、法的救済、監視のもとで行うものとし、広範なアクセスを禁止するものとする。米国政府は、米国に移転された個人情報に対する無差別で大規模な監視を不可能にする。
- ・ 新たなフレームワークに基づいて個人データが誤って利用されたと考えた欧州市民に対して救済手段を設ける。

## 国内の動向

### 改正個人情報保護法

改正法 平成 27 年 9 月 9 日公布

- ・平成 28 年 1 月 1 日個人情報保護委員会等一部施行
- ・公布日から 2 年以内の政令で定める日 全面施行

#### ・個人情報の定義の明確化

技術の発展でグレーゾーンが広がっていたので、明確にした。

従前の定義+

- ① 「氏名、生年月日その他の記述等」の内容として文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。

電磁的記録

=「電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。」

- ② 「個人識別符号が含まれるもの」

文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

→ 技術の進展により記録・活用されるようになった、指紋認証や顔認証データのような身体の一部の特徴をデータ化した文字

- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

→ 旅券番号、運転免許証番号のような個人に割り当てられた番号など

#### ・ 5000 人要件の撤廃

→ インターネットの普及によりリスクが変わらなくなったとして、小規模取扱事業者も要対応に

- ・ **要配慮個人情報の取扱規制の新設**

→国際的にも配慮されている人種、信条、病歴、犯罪の経歴などを含む個人情報を「要配慮個人情報」として、一般的な個人情報とは別途規定

要配慮個人情報とは

=人種、信条、社会的身分、病歴等、その取扱いによって差別や偏見、その他の不利益が生じるおそれがあるため、特に慎重な取扱いが求められる個人情報を類型化したもの。

**【趣旨】**

EU から日本の個人情報に係る制度が十分な水準であるとの認定(充分性認定)を得るなど、要配慮個人情報に関する特別の規律を法律上設けることにより国際基準との整合性を図る

- ・取得にあたっては、原則として本人の同意を得ることが必要。これは本人の意図しないところで、本人に関する情報が取得され、それにより本人が差別的な取扱いを受けることを防止するため。
- ・本人が明確に認識できないうちに個人情報が第三者へ提供されるおそれがあるため、特に慎重な取扱いが求められる要配慮個人情報はオプトアウト手続きによる第三者提供を認めていない。
- ・これ以外は他の個人情報と同じ取扱いとなるため、関連性を有する範囲内で利用目的を変更したり、匿名加工情報へ加工し第三者へ提供したりすることが可能。

- ・ **匿名加工情報の取扱規制の新設**

→個人を特定できないよう個人情報を加工した情報を「匿名加工情報」とし、適切に取り扱うため、その加工方法を定めるとともに、事業者による公表などその取扱いについての規律を設ける。

- ・ **適正な取得**

- ・偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。
- ・偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。
- ・要配慮個人情報を取得する時には、必ず本人の同意をとらなければならない。

- ・ **データ内容の正確性の確保**

- ・個人データは正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- ・個人データは正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは個人データを消去するよう努めなければならない。

・ トレーサビリティの確保

第 25 条 第三者提供に係る記録の作成等

第 26 条 第三者提供を受ける際の確認等

受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存。  
また、提供者も、受領者の氏名等を一定期間保存。

※削除請求等については内容の変更はない

第 29 条(旧 26) 訂正等

第 30 条(旧 27) 利用停止等

[判例研究のページに戻る](#)

[事務所トップページに戻る](#)